

(趣旨)

第1条 この要綱は、久米島町における公共交通（町営バス）、観光バス、一次産業等に従事するドライバー（以下「ドライバー」という。）不足の解消に向け、ドライバーの確保を促進するため、予算の範囲内において、ドライバーに従事する者に対して、大型1種免許又は大型2種免許の免許取得費、渡航費、宿泊費、交通費（以下「免許取得経費」という。）を補助することについて、久米島町振興特別推進交付金交付要綱（平成25年9月25日久米島町告示第45号。以下「告示」という。）、久米島町補助金等交付規則（平成14年久米島町規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助の対象となる免許取得者（以下「補助対象免許取得者」という。）は次のいずれにも該当するものとする。

(1) 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 久米島町に在住する者又は久米島町に移住予定であり、勤務先又は勤務予定先が保証される者

イ 久米島町内の各事業所に雇用され、ドライバーとして従事した日から5年を経過する日まで継続して久米島町内に居住し、就業する意思を有していること。

ウ 教育訓練給付制度を活用して大型1種免許又は大型2種免許を取得することの出来る者でないこと。ただし、沖縄本島に教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座がない場合はその限りでない。

エ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、

永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他町長が本事業の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 当該年4月1日から当該翌年3月31日までの期間に雇用された者、雇用されている者又は同期間中に内定を承諾し、雇用される見込みの者(以下「内定者」という。)であること。

イ 勤務地(内定者にあつては勤務予定地)が久米島町内に所在すること。

ウ 事業所等との直接雇用契約に基づく就業(内定者にあつては就業予定)で、ドライバーとして5年以上の勤務する者であること。

エ 年齢が55歳以下の者であること。

オ 出向、出張、研修等による勤務地の変更でない者であること。

(補助額)

第3条 補助金の交付対象経費は、補助対象免許取得者の免許取得経費とする。

2 補助率は交付対象経費の10分の9以内とし、上限額については、合宿免許取得費450,000円、宿泊費8,000円(本島)、交通費1,520円、渡航費50,880円(久米島⇄那覇・那覇⇄宮古島)とする。

3 教育訓練給付制度を活用した場合は、免許取得経費のうち当該給付制度の対象とならない経費を交付対象経費とする。

(交付要件)

第4条 町長は補助対象免許取得者の就職が決まった場合若しくは既に従事をしていることが確認できた場合において、補助金を交付する。

(交付申請)

第5条 補助対象免許取得者が、補助金の交付を受けようとするときは、離島交通課題対策事業補助金交付申請書(様式第1-1号)に別表に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書の提出日は、町長が指定する日までとする。ただし、別に定めがある場合はその限りではない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、離島交通課題対策事業補助金交付決定の通知(様式第2-1号)を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 前条の規定により交付決定を受けたもの(以下「交付決定者」という。)は、当該決定を受けた内容について、交付決定額に変更が生じる場合は、離島交通課題対策事業補助金計画変更承認申請書(様式第6号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 交付決定者は当該決定を受けた内容について、中止又は廃止する場合は、中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は交付決定者より実績報告(様式第9号)を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、離島交通課題対策事業補助金交付確定通知書(様式第10号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、補助金の一部について概算払を受けようとするときは、離島交通課題対策事業補助概算払請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに離島交通課題対策事業補助精算請求書(様式12号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第10条 町長は、前条の請求があった場合は、その内容を精査し、適当と認めるときは、速やかに当該請求者に補助金を支払わなければならない。

(補助対象免許取得者の義務等)

第11条 補助対象免許取得者はこの要綱その他関係法令を遵守し、事業所における運行に従事しなければならない。

(調査等)

第12条 町長は、必要があると認めたときは、補助対象免許取得者に対し必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助対象免許取得者が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていた場合、又はこの要綱に規定する義務に違反した場合は、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、災害、疾病、負傷その他やむを得ないと町長が認める事由がある場合は、この限りでない。

2 補助対象免許取得者が自己都合により第2条に定めるドライバーとして勤務して5年を満たさずに離職した場合は、免許取得経費に対し勤続年数割合にて返還金額を算定し返還を命ずる。

2 前項により返還を命じられた補助対象免許取得者は速やかに離島交通課題対策事業補助金返還申請書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、離島交通課題対策事業補助金返還額の確定通知(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、公表した日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表した日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

この告示は、公表した日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

久米島町長 様

住所

氏名

生年月日 年 月 日

連絡先

離島交通課題対策事業補助金交付申請書

離島交通課題対策事業について、離島交通課題対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請金額

交付申請金額 (千円)

3 交付対象事業の開始 (予定) 日

年 月 日

4 交付対象事業の完了予定日

年 月 日

別表(第5条関係)

添付書類	
1	運転免許証・その他資格の証明書類
2	誓約書(様式第4号)
3	印鑑登録証明書(申請者・連帯保証人)
4	住民票(現在、居住している市町村の住民票)
5	採用通知書等(就職が決まったこと、勤務していることを証明する書類)
6	離島交通課題対策事業補助金運転手推薦書(様式第5号)
7	履歴書(これまでの勤務状況が分かる書類)
8	大型1種・2種免許取得計画書(様式第8号)
9	その他町長が特に必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

大型 1種 2種 免許取得計画書

免許取得予定者	ふりがな		
	氏名	印	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	年齢： 歳
	住所		
	連絡先		
	通学予定教習所名		
	通学予定期間	令和 年 月 日 ~	令和 年 月 日
	免許取得予定日	令和 年 月	取得予定

久米島町指令第 号

令和 年 月 日

申請者(住所)

(氏名) 様

久米島町長 桃原 秀雄

離島交通課題対策事業補助金交付決定通知

令和7年5月16日付で申請のあった離島交通課題対策事業補助金について、離島交通課題対策事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付の条件

- (1) 久米島町補助金等交付規則、離島交通課題対策事業補助金交付要綱その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 久米島町内の交通事業所にて5年以上勤務すること。

様式第4号(第5条関係)

誓約書

私は、離島交通課題対策事業補助金の交付申請に当たり、離島交通課題対策事業補助金交付要綱を遵守し、久米島町の交通事業所等で5年以上の勤務に同意し、運転手として働くことを誓約します。

なお、勤務年数が5年未満となった場合は、離島交通課題対策事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、遅延なく補助金を返還します。

久米島町長 様

年 月 日

住 所

氏 名

実印

連絡先

上記申請者が債務を弁済できないときは、申請者に代わって債務を負うことを誓約します。

久米島町長 様

年 月 日

住 所

氏 名

実印

連絡先

※申請者及び連帯保証人は、それぞれの印鑑登録証明書を併せて提出すること。

※連帯保証人は、申請者の配偶者でないこと。

様式第5号(第5条関係)

離島交通課題対策事業補助金  
運転手推薦書

年 月 日

久米島町長 様

住 所

名 称

代表者名

㊟

連絡先

下記の者を、運転手として採用することにより、久米島町内の交通円滑・産業維持に資することが見込まれますので、久米島町離島交通課題対策事業補助金交付要綱に基づき推薦します。

また、当該免許取得者が業務を円滑に実施できるよう、その支援の責任をもって取り組みます。

記

申請者氏名		記入者氏名	
(推薦に当たっての意見)			

※人物・身体に関する所見を入れること。

様式第6号（第7条関係）

令和 月 日

久米島町長 様

住所

氏名

生年月日 年 月 日

連絡先

離島交通課題対策事業補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け久米島町指令第 号をもって交付決定の通知を受けた離島交通課題対策事業補助金交付要綱第6条2項の規定に基づき、補助金の変更承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類 事業変更計画書

様式第7号（第7条関係）

令和 月 日

久米島町長 様

住所

氏名

生年月日 年 月 日

連絡先

離島交通課題対策事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け久米島町指令第 号をもって交付決定の通知を受けた離島交通課題対策事業補助金交付要綱第6条3項の規定に基づき、下記の通り中止（廃止）したいので承認願います。

記

1 中止（廃止）の理由

久米島町指令第 号

令和 年 月 日

申請者(住所)

(氏名)

様

久米島町長 桃原 秀雄

離島交通課題対策事業補助金計画変更承認通知

令和7年5月16日付で申請のあった離島交通課題対策事業補助金について、離島交通課題対策事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり計画変更を承認します。

記

1 交付決定額

	<u>変更前</u>	<u>変更後</u>	<u>比較増減</u>
<u>交付決定額</u>			

2 交付の条件

- (1) 久米島町補助金等交付規則、離島交通課題対策事業補助金交付要綱その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 久米島町内の交通事業所にて5年以上勤務すること

令和 年 月 日

久米島町長 充

住所

氏名

生年月日 年 月 日

連絡先

離島交通課題対策事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付で申請のあった離島交通課題対策事業補助金について、離島交通課題対策事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施期間

自： 年 月 日

至： 年 月 日

2 事業の成果

3 交付決定の額及びその精算額

経費の区分	交付決定額	精算額	差引
計			

4 交付対象事業等の成果を証する書類（領収書等）

令和 年 月 日

申請者(住所)

(氏名) 様

久米島町長 桃原 秀雄

離島交通課題対策事業補助金交付額確定通知

令和 年 月 日付で申請のあった離島交通課題対策事業補助金について、離島交通課題対策事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付額を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付の条件

- (1) 久米島町補助金等交付規則、離島交通課題対策事業補助金交付要綱その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 久米島町内の交通事業所にて5年以上勤務すること

様式第11号(第8条関係)

令和 年 月 日

久米島町長 様

離島交通課題対策事業補助金 概算請求書

請求額	拾	万	千	百	拾	一	
							円

ただし、離島交通課題対策事業補助金として

上記のとおり請求します。

なお、支払は下記の口座へお願いします。

住 所

氏 名

印

口座振込依頼	
銀行名・支店名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ 名 義 人	

様式第12号(第8条関係)

令和 年 月 日

久米島町長 様

離島交通課題対策事業補助金 精算請求書

請求額	拾	万	千	百	拾	一	
							円

ただし、離島交通課題対策事業補助金として

上記のとおり請求します。

なお、支払は下記の口座へお願いします。

住 所

氏 名

印

口座振込依頼	
銀行名・支店名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ 名 義 人	

様式第13号（第12条関係）

年 月 日

久米島町長 様

(申請者)  
住所：  
氏名：  
連絡先：

離島交通課題対策事業補助金返還申請書

離島交通課題対策事業について、離島交通課題対策事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、補助金の返還を申請します。

記

- 1 返還金額：
- 2 返還が生じた理由：

様式第 14 号 (第 13 条関係)

久米島町指令第 号  
年 月 日

申請者 (住所)  
(氏名) 様

久米島町長

離島交通課題対策事業補助金返還額の確定通知

年 月 日付で返還申請のあった離島交通課題対策事業補助金について、離島交通課題対策事業補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり返還を命ずる。

なお、返還金については、離島交通課題対策事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、別途送付する納付書により 年 月 日までに返還することを命ずる。

記

- 1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 交付済額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 返還決定額 \_\_\_\_\_ 円

※上記申請者が債務を弁済できないときは、申請者に代わって連帯保証人に債務を負うことを誓約します。